

日本国内で運転が認められる  
国際・外国運転免許証の確認ポイント

## CONTENTS

■ 日本国内で運転が認められる運転免許証	1
■ 運転可能判別確認のチェックフロー	1
ステップ1 パスポートの確認	2
ステップ2-A 国際運転免許証の確認	3
■ 1949年の道路交通に関する条約加盟国（ジュネーブ条約）	4
■ 日本国内で運転が認められない国際運転免許証	5
ステップ2-B 外国運転免許証の確認	6
● エストニア共和国	7
● スイス連邦	8
● ドイツ連邦共和国	9
● フランス共和国	10
● ベルギー王国	11
● モナコ公国	12
● 台湾	13

## 日本国内で運転が認められる運転免許証

外国の免許をお持ちの方が、日本で運転するには「国際運転免許証」もしくは「外国運転免許証（特定国、1地域に限る）+日本語翻訳文」が必要です。



次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

### ■ 通常の国内運転免許証（日本国内在住者）

### ■ 国際運転免許証

ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの

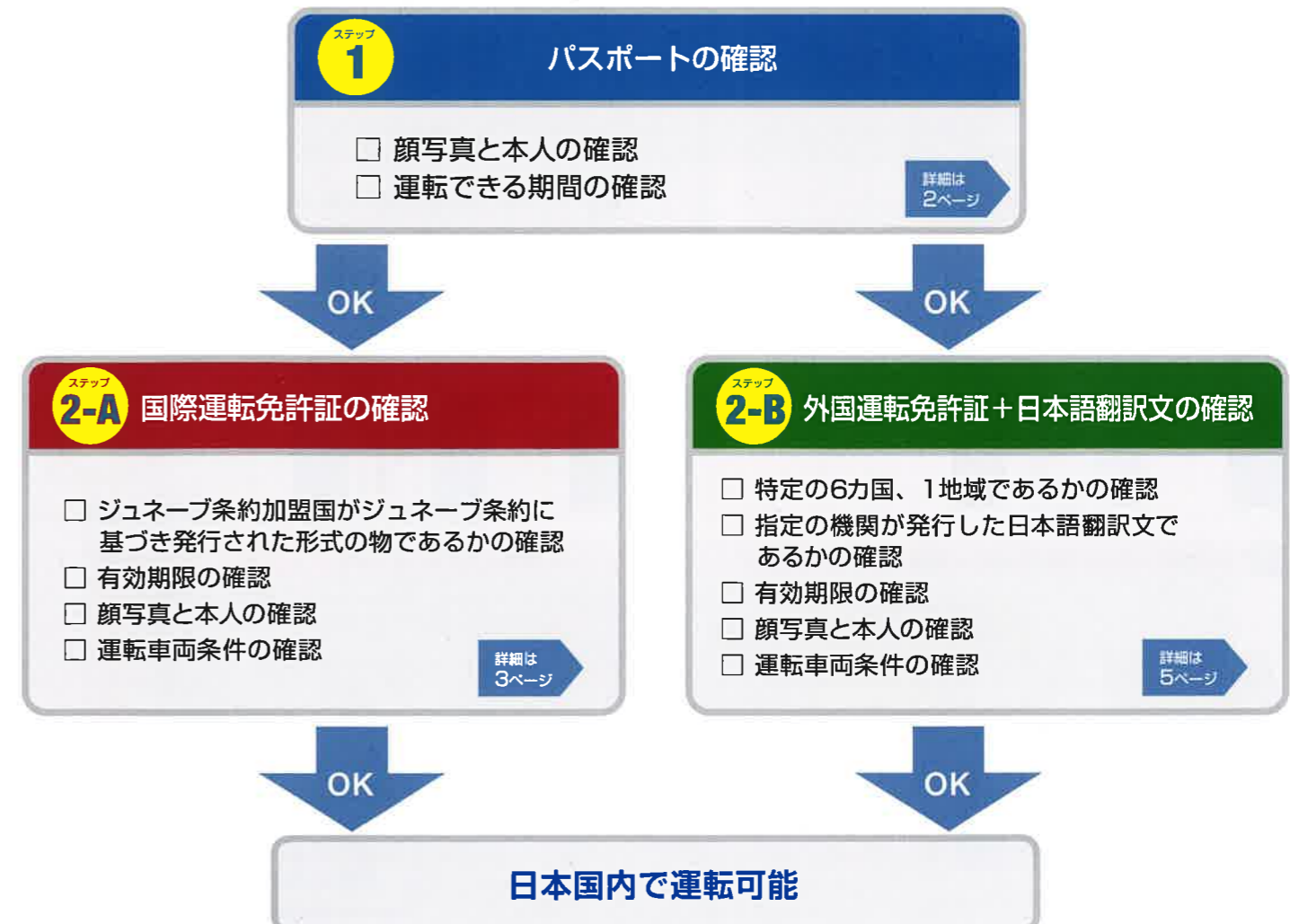


### ■ 外国運転免許証+日本語翻訳文

エストニア共和国・スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー王国・モナコ公国・台湾以上の6カ国、1地域



## 運転可能判別確認のチェックフロー



# パスポートの確認

- 1 顔写真と本人の確認
- 2 運転できる期間の確認

- 1) 通常の国内運転免許証：有効期限内
- 2) 国際免許証及び外国発行の免許証：

※日本での運転有効期限は、下記の外国運転免許証の有効期限内かつ、日本に上陸した日より1年間（パスポートの日本国上陸年月日の証印により確認、ただし自動化ゲートを使用しての入国の場合はスタンプ（証印）されませんので注意してください）です。  
ただし、日本の住民基本台帳に記録されている方が、日本を出国後3ヶ月に満たない期間内に再入国した場合は、その再入国の日は「上陸した日（日本での運転有効期限の起算日）」にはなりません。

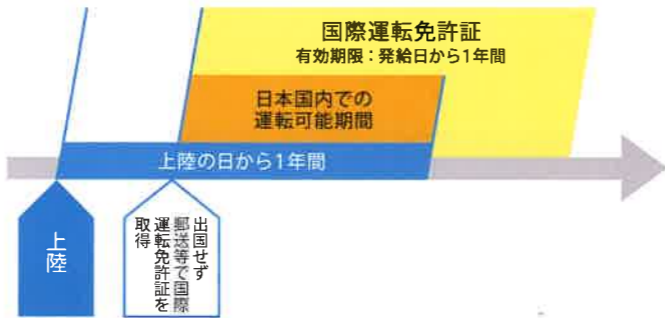


## 住民基本台帳に記録されていない者が本邦に上陸した場合

A 国際免許証取得後、初入国した場合

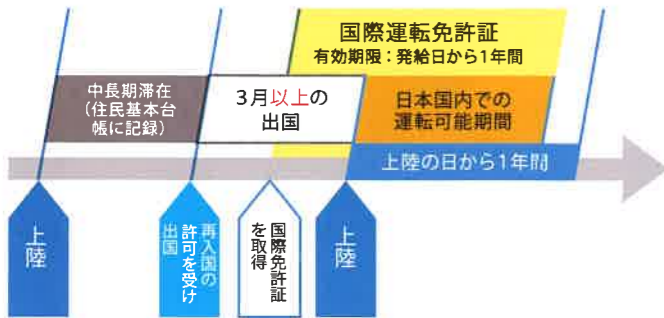


B 初入国後、国際免許証を取得した場合

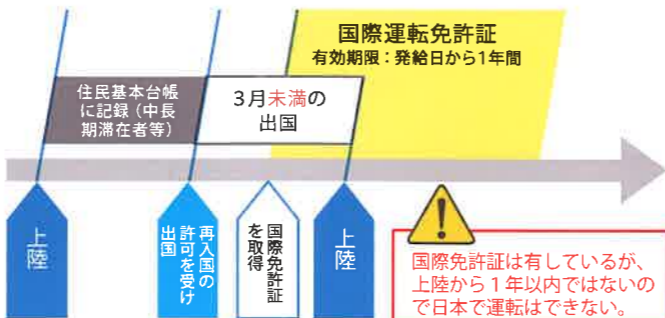


## 住民基本台帳に記録されている者が出国して再上陸した場合

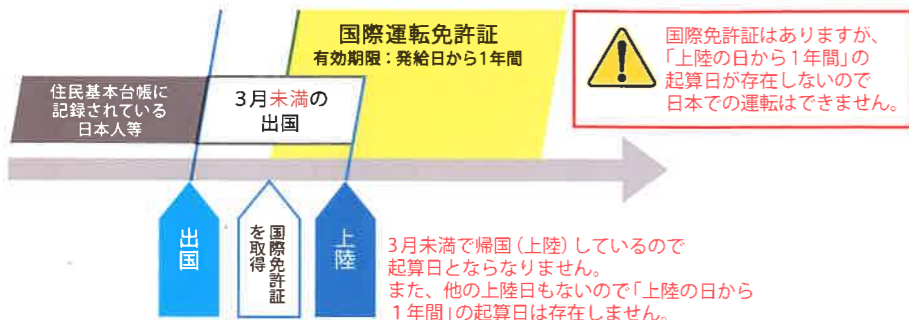
A 外国滞在3ヶ月以上で再び上陸した場合



B 外国滞在3ヶ月未満で再び上陸した場合（外国籍の方に多いケース）



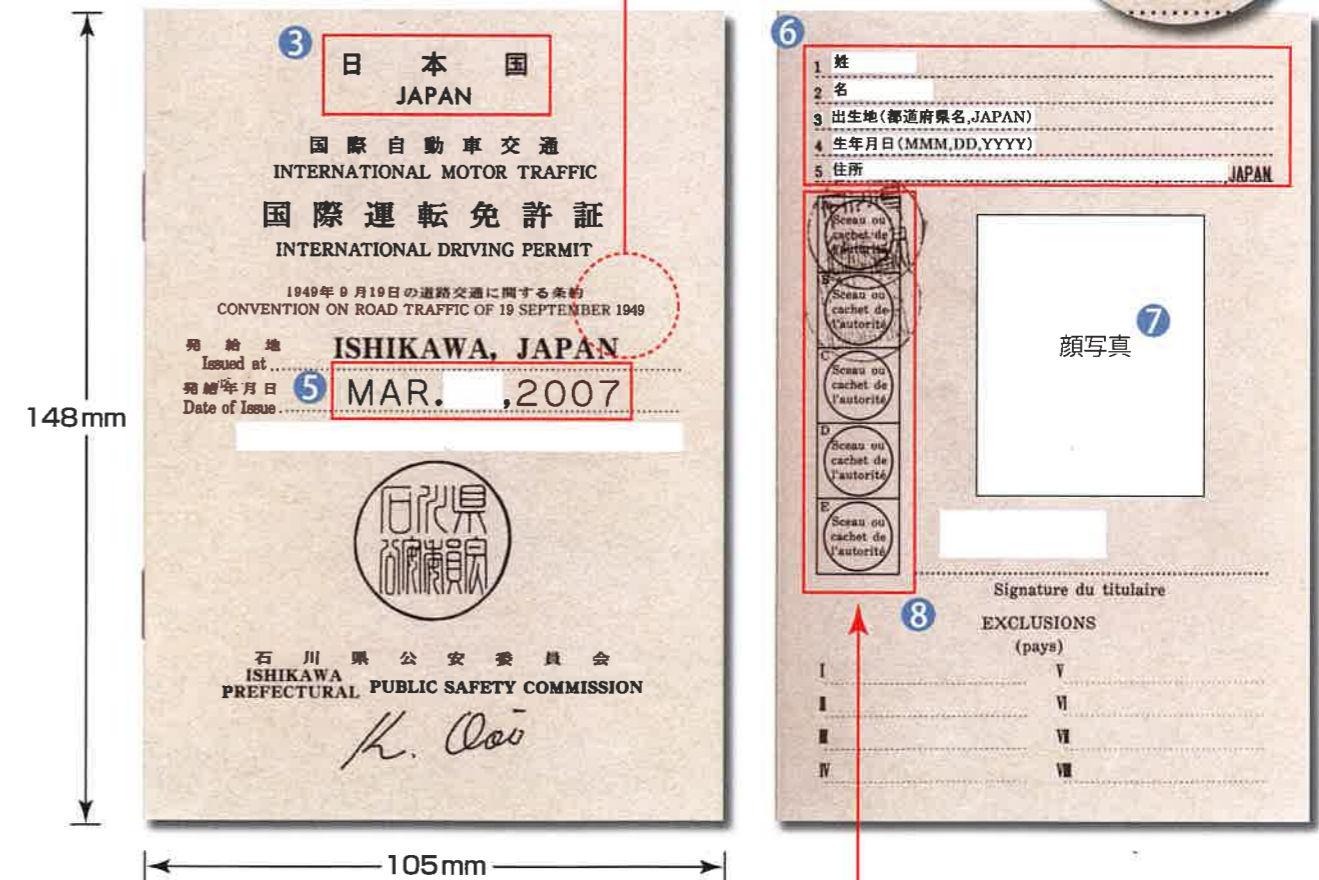
C 外国滞在3ヶ月未満で再び上陸した場合（日本国籍の方に多いケース）



判断が付きにくい場合はお近くの各都道府県にある運転免許センターまでお問い合わせください。

# 国際運転免許証の確認

- 1 サイズ：縦148mm×横105mmですか？
- 2 色：グレーですか？（他の色の国もあります）
- 3 発給国：ジュネーブ条約加盟国ですか？（次ページ一覽参照）
- 4 条約名：「CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949」ですか？
- 5 有効期限：発給年月日から1年間以内ですか？
- 6 必要事項：姓・名・出身地・生年月日・住所は記載されていますか？
- 7 写真：顔写真は本人ですか？
- 8 運転可能車両区分：スタンプが押してありますか？



## 国際運転免許証の運転車両可能区分

区分	運転することができる車両	必要な日本の免許
A	二輪の自動車（側付きものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400kg（900ポンド）をこえない三輪の自動車	大型自動二輪免許（AT限定含む）・普通自動二輪免許（AT限定・小型限定含む）
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許（AT限定含む） 第二種 大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・普通自動車免許（AT限定含む）
C	貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
D	乗用に供され、運転者のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許 第二種 大型自動車免許・限定無し中型自動車免許・限定無し準中型自動車免許
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	第一種 牽引免許 第二種 牽引免許

加盟国	英語表記	加盟国	英語表記	加盟国	英語表記
<b>ア</b>		<b>シ</b>		<b>フ</b>	
アイスランド	Iceland	シエラレオネ	Sierra Leone	フィジー	Fiji
アイルランド	Ireland	ジャマイカ	Jamaica	フィリピン	Philippines
アメリカ合衆国	U.S.A.	ジョージア	Georgia	フィンランド	Finland
アラブ首長国連邦	United Arab Emirates	シリア	Syria	フランス	France
アルジェリア	Algeria	シンガポール	Singapore	ブルガリア	Bulgaria
アルゼンチン	Argentina	ジンバブエ	Zimbabwe	ブルキナファソ	Burkina Faso
アルバニア	Albania	<b>ス</b>		<b>へ</b>	
<b>イ</b>		スウェーデン	Sweden	ベナン	Benin
イギリス	United Kingdom	スペイン王国	Spain	ベネズエラ	Venezuela
イスラエル	Israel	スリランカ	Sri Lanka	ペルー	Peru
イタリア	Italy	スロバキア	Slovakia Republic	ベルギー	Belgium
インド	India	スロベニア	Republika Slovenija	<b>ホ</b>	
<b>ウ</b>		<b>セ</b>		ボツワナ	Botswana
ウガンダ	Uganda	セネガル	Senegal	ポーランド	Poland
<b>エ</b>		セルビア	Serbia	ポルトガル	Portugal
エクアドル	Ecuador	<b>タ</b>		<b>マ</b>	
エジプト	Egypt	タイ	Thailand	マダガスカル	Madagascar
<b>オ</b>		大韓民国(韓国)	Korea	マラウイ	Malawi
オーストラリア	Australia	<b>チ</b>		マリ	Mali
オーストリア	Austria	チェコ共和国	Czech Republic	マルタ	Malta
オランダ	Netherlands	中央アフリカ共和国	Central Africa Republic	マレーシア	Malaysia
<b>カ</b>		チュニジア	Tunisia	<b>ミ</b>	
ガーナ	Ghana	チリ	Chile	南アフリカ	South Africa
カナダ	Canada	<b>テ</b>		<b>モ</b>	
カンボジア	Cambodia	デンマーク	Denmark	モナコ	Monaco
<b>キ</b>		<b>ト</b>		モロッコ	Morocco
キプロス	Cyprus	トーゴ	Togo	モンテネグロ	Montenegro
キューバ	Cuba	ドミニカ共和国	Dominican	<b>ヨ</b>	
ギリシャ	Greece	トリニダード・トバゴ	Trinidad and Tobago	ヨルダン	Jordan
キルギス	Kirgiz	トルコ	Turkey	<b>ラ</b>	
<b>ク</b>		<b>ナ</b>		ラオス人民共和国	Laos
グアテマラ	Guatemala	ナイジェリア	Federal Republic of Nigeria	<b>リ</b>	
<b>コ</b>		ナミビア	Namibia	リトアニア	Lietuvos Respublika
コートジボアール	Cote d'Ivoire	<b>ニ</b>		<b>ル</b>	
コンゴ	Republic of the Congo	ニジェール	Niger	ルクセンブルク	Luxembourg
コンゴ民主共和国	The Democratic Republic of Congo	ニュージーランド	New Zealand	ルーマニア	Romania
<b>サ</b>		<b>ノ</b>		ルワンダ	Rwanda
サンマリノ	San Marino	ノルウェー	Norway	<b>レ</b>	
		<b>ハ</b>		レント	Lesotho
		ハイチ	Haiti	レバノン	Lebanon
		バチカン	Vatican	<b>ロ</b>	
		バプアニューギニア	Papua New Guinea	ロシア連邦	Russian Federation
		パラグアイ	Paraguay	<b>行政区</b>	
		バルバドス	Barbados	香港	Hong Kong
		ハンガリー	Hungary	マカオ	Macao
		バングラディシュ	Bangladesh		

※ジュネーブ条約加盟国であるが同条約に基づく国際免許の発行を行っていない国  
 ●フランス・ベルギー・モナコ(本国発行の運転免許証と日本語翻訳文との併用によって日本国内での運転が可能)  
 ※詳細については警察庁のホームページ「ジュネーブ条約締結国等一覧」も併せてご参照ください。

**!** パリ条約(1926)、ワシントン条約(1943)、ウィーン条約(1968)に基づく形式の国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。

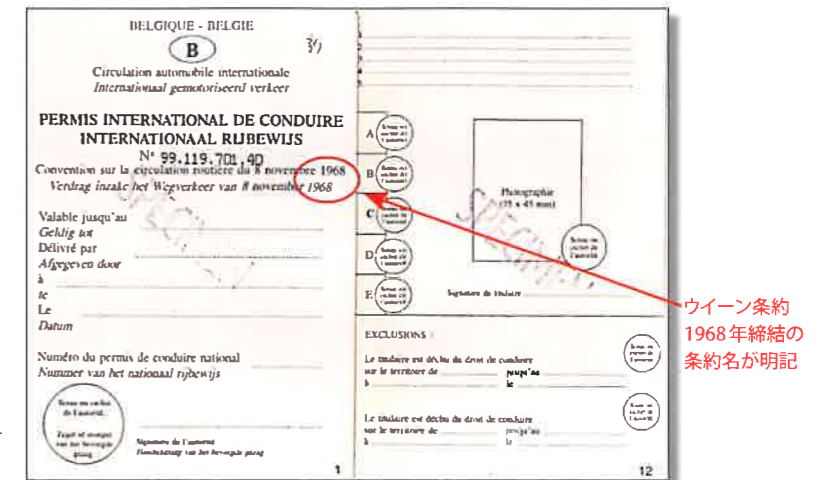
① ジュネーブ条約を批准していない国等が発給した国際運転免許証  
 日本国内では運転できません。



例：バーレーン

② ジュネーブ条約を批准している国等が発給しているが、ウィーン条約に基づく様式の国際運転免許証  
 日本国内では運転できません。

※パリ条約(1926)、ワシントン条約(1943)、ウィーン条約(1968)加盟国で取得した国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。



例：ベルギー

ウィーン条約1968年締結の条約名が明記

③ ジュネーブ条約を批准している国等の権限のある機関が発給しているが様式が大きく異なる国際運転免許証  
 日本国内では運転できません。



免許区分が全く異なる

④ 発給権限のない機関が発給した国際運転免許証  
 日本国内では運転できません。

例：IAA



米国で発給の権限を有するのは「AAA」と「AATA」のみ


様式も全く異なる

# 外国運転免許証の確認

以下の6カ国、1地域は、パスポートと自国の免許証および日本語翻訳文の同時提示で運転可能です。


- |  |  |
|--|--|
|  エストニア共和国 |  ベルギー王国 |
|  スイス連邦    |  モナコ公国  |
|  ドイツ連邦共和国 |  台湾     |
|  フランス共和国  |  |
- ※2019年7月現在  
※スロベニア共和国は除外され、ジュネーブ条約加盟国となりました。

1




パスポート

2




自国の運転免許証


3



or




いずれかの日本語翻訳文  
(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)



別紙 日本語翻訳文  
(運転免許種類)

※別紙はない場合もあります。

 日本語の翻訳文は、それぞれの国の在日大使館・領事館、またはJAF<(一社)日本自動車連盟>が発行した翻訳文のみ有効です。  
台湾はJAF<(一社)日本自動車連盟>、日本台湾関係協会(注-1)が発行した翻訳文になります。  
※在日大使館・領事館が発行する翻訳文は、JAF<(一社)日本自動車連盟>発給の仕様とは異なります。  
※「免許種類」と「有効期間」と「条件」に十分注意してお取り扱いください。  
(注-1) 道路交通法施行令第39条の5第1項第2号の規定により、日本語による翻訳文を作成する者として日本台湾関係協会(各事務所及び支所を含む。)が、国家公安委員会が相当と認める法人とされている。

- 自国の運転免許証は一例であり、それ以外にも存在する。
- 日本語による翻訳文の使用については、本誌2頁に準ずる。ただし、有効期限については、自国の運転免許証に準ずる。

判断がつきにくい場合はお近くの各都道府県にある  
運転免許センターまでお問い合わせください。

## エストニア共和国

### 3 上・下いずれかの日本語翻訳文 (JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE  
※2017年12月以前の仕様

日本語による翻訳文  
JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1986年12月1日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY/PLACE)	エストニア共和国		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	運輸管理局		
当該免許証で運転するに於ける自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (B1、B)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	EV123456		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2017年10月25日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2019年10月24日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (01,06,101)		
備考 (REMARKS)	取得日: 2015年6月9日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。  
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.  
平成 29 年 〇 月 〇 日

一般社団法人 日本自動車連盟  
〇〇支所  
池田 花子

or ※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

翻訳文見本

SAMPLE  
※2017年12月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文  
JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	JAF RENMEI	性別 (SEX)	
住所 (ADDRESS)	記載なし		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1986年12月1日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY/PLACE)	エストニア共和国		
発給者 (ISSUING AUTHORITY)	運輸管理局		
当該免許証で運転するに於ける自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (B1、B)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	EV123456		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2017年10月25日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2019年10月24日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	別紙参照 (01,06,101)		
備考 (REMARKS)	取得日: 2015年6月9日		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。  
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.  
令和元年(2019年)〇月〇日

一般社団法人 日本自動車連盟  
〇〇支所  
池田 花子

## 1 パスポート

## 2 自国の運転免許証



### 別紙 日本語翻訳文(運転免許種類)

翻訳文見本

エストニア共和国

<運転免許種類>  
AM: 両輪駆動自動車  
A1: 排気量125cc以下、定格出力11kW以下の軽自動車二輪  
A2: 定格出力35kW以下、0.2kW/kg以下の自動車二輪  
A: 自動車 (サイドカーの有無は問われない)  
B: 自働三輪および自働四輪  
B1: 許容積載量が、500kg以下、運転席を8座以下の車両、許容積載量が750kg以下のトレーラーを牽引可、運転席の許容積載量が3,000kg以下の場合は、許容積載量が牽引車の空車積載量を超えないトレーラーを牽引可  
C1: クラスDの車両を除く、許容積載量が、800kgを超え、7,500kg以下の車両、許容積載量が750kg以下のトレーラーを牽引可  
C: クラスDの車両を除く、許容積載量が、500kgを超える車両、許容積載量が750kg以下のトレーラーを牽引可  
D1: 運転席を8座を超え、16座以下の旅客用車両、許容積載量が750kg以下のトレーラーを牽引可  
D: 運転席を8座を超え、16座以下の旅客用車両、許容積載量が750kg以下のトレーラーを牽引可  
BE: クラスBの車両と許容積載量750kgを超えるトレーラーの運転車両でクラスBに該当しないもの  
C1E: クラスC1の車両と許容積載量750kgを超えるトレーラーの運転車両で、運転した許容積載量が12,000kg以下で、トレーラーの許容積載量が牽引車の空車積載量を超えないもの  
CE: クラスCの車両と許容積載量750kgを超えるトレーラーの運転車両  
D1E: クラスD1の車両と許容積載量750kgを超えるトレーラーの運転車両で、運転した許容積載量が12,000kg以下で、トレーラーの許容積載量が牽引車の空車積載量を超えないもの、トレーラーは旅客用として使用してはならない  
DE: クラスDの車両と許容積載量750kgを超えるトレーラーの運転車両

※別紙はない場合もあります。



スイス連邦

3 上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE ※2017年12月以前の仕様

日本語による翻訳文

Table with Japanese translation of Swiss license information, including name, address, date of birth, and license details.

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。 The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部 蓮花 花子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE ※2017年12月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文

Table with Japanese translation of Swiss license information, including name, address, date of birth, and license details.

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。 The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部 蓮花 花子

1

パスポート

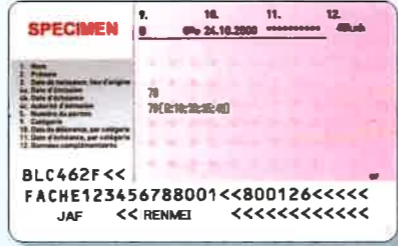


2

自国の運転免許証



運転免許証見本(例)



別紙 日本語翻訳文(運転免許種類)

翻訳文見本

- List of driving license categories in Japanese, such as A (motorcycles), A1 (light motorcycles), B (cars), etc.

※別紙はない場合もあります。



ドイツ連邦共和国

3

上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

SAMPLE ※2017年12月以前の仕様

日本語による翻訳文

Table with Japanese translation of German license information, including name, address, date of birth, and license details.

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。 The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部 蓮花 花子

or

※印鑑の色は、朱色と黒の両方存在します。

SAMPLE ※2017年12月以降の仕様・コピーガード用紙使用

日本語による翻訳文

Table with Japanese translation of German license information, including name, address, date of birth, and license details.

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。 The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支部 蓮花 花子

1

パスポート



2

自国の運転免許証



運転免許証見本(例)



別紙 日本語翻訳文(運転免許種類)

翻訳文見本

- List of driving license categories in Japanese, such as A (motorcycles), B (cars), etc.

※別紙はない場合もあります。





モナコ公国

3 上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

**SAMPLE**  
※2017年12月以前の仕様

日本語による翻訳文  
JAPANESE TRANSLATION

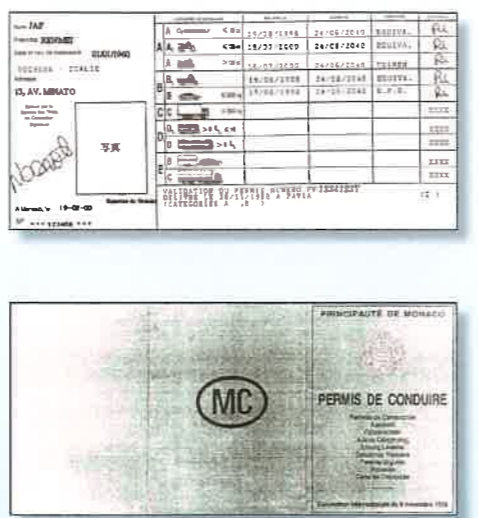
氏名 (NAME)	JAF RENMEI	性別 (SEX)	男
住所 (ADDRESS)	13, AV. MINATO		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1960年1月1日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	モナコ公国		
発給機関 (ISSUING AUTHORITY)	モナコ公国交通部		
当該国で運転するに必要となる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙別紙(A)(Cyclomotor), A1, A, B1, B)		
免許証番号 (LICENSE NO.)	123456		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2000年7月19日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	2040年6月24日		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	記載なし		
備考 (REMARKS)	クラス A(Cyclomotor), B1, 取得日: 1998年8月19日。 クラス A1, A 取得日: 2000年7月19日。 1988年11月28日ノヴィアで交付された免許証 No. PV1234123V, クラス A, B を継続		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。  
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.  
令和元年(2019年)01月01日



2 自国の運転免許証

運転免許証見本(例)



別紙 日本語翻訳文(運転免許種類)

翻訳文見本

2005.12

モナコ公国

<運転免許種類>

- (A)(Cyclomotor): 50cc以下の原動機付自転車
- (A1): 125cc以下、11kW以下の軽自動車
- (A): サイドカーの有無を問わず、125ccを超える自動車
- (B1): 空車重量550kg以下、15kW以下の自動車、自動二輪
- (B): 総重量3,500kg以下で、運転席を除き8座席以下の車両、総重量750kg以下の車両を牽引可
- (C): 総重量3,500kgを超えるクラスD以外の車両、総重量750kg以下の車両を牽引可
- (D): 運転席を除き8座席を超え18座席以下の乗客輸送車、総重量750kg以下の車両を牽引可
- (D): 運転席を除き8座席を超える、または運転手を除き8人を超える人員を輸送する乗客輸送車、総重量750kg以下の車両を牽引可
- (E+B): 総重量750kgを超える乗車引車を連結したクラスBの車両、トレーラーの総重量が牽引車の空車重量より大きい場合、または連結した総重量が3,500kgを超える場合
- (E+C): クラスCに相当する牽引車と、総重量が750kgを超えるトレーラーまたはセミトレーラーとの連結車両

※別紙はない場合もあります。



台湾

3 上・下 いずれかの日本語翻訳文

(JAF<(一社)日本自動車連盟>発給仕様例)

翻訳文見本

**SAMPLE**  
※2017年12月以前の仕様

日本語による翻訳文  
JAPANESE TRANSLATION

氏名 (NAME)	王建城	性別 (SEX)	男
住所 (ADDRESS)	台北市大安区和平東路1段123巷32號2樓		
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1967年2月10日		
発給国・地 (ISSUING COUNTRY / PLACE)	中華民国(台湾)		
発給機関 (ISSUING AUTHORITY)	交通部		
当該国で運転するに必要となる自動車等の種類 (VEHICLES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙別紙		
免許証番号 (LICENSE NO.)	K123456789		
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2013年7月10日		
免許証の有効期限 (VALID UNTIL)	-----		
免許の条件 (RESTRICTIONS)	A		
備考 (REMARKS)	なし (B) 一、免許の条件: 「A」特記事項がない。 「B」オートマチック車のみ運転できる。 「C」条件付の車両しか運転できない。 二、この免許種類によって運転できる車両の種類は別紙のとおり。		

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。  
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.  
令和元年(2019年)01月01日

別紙 日本語翻訳文(運転免許種類)

翻訳文見本

2013.10

中華民國(台湾)

運転が認められる車両の種類

大型車	×	車両総重量が750kg以上の乗車引車を牽引する自動車
大客車	×	乗車定員が10人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える乗用車 乗車定員が25人以上であり、又は車両総重量が3,500kgを超える通学通園バス
大客車 両用車	×	車両総重量が3,500kgを超え、かつ乗車定員が定められている自動車 乗車定員が10人以上であり、かつ最大重量が定められている自動車
代用大客車	×	貨物に代わり25人以下の人員を乗車させた、車両総重量が3,500kgを超える貨物車
大貨車	×	車両総重量が3,500kgを超える貨物車
小客車	○	乗車定員が9人以下で車両総重量が3,500kg以下の乗用車 乗車定員が24人以下で車両総重量が3,500kg以下の通学通園バス
小客車 両用車	○	車両総重量が3,500kg以下で乗車定員が9人以下の自動車のうち、乗車定員および最大重量が定められており、農林部の承認を確定させた場合に於いてその方に1立方メートル以上の積荷のための空間があるもの
代用小客車	○	貨物に代わり9人を乗せない人員を乗車させた、車両総重量が3,500kg以下の貨物車
小貨車	○	車両総重量が3,500kg以下の貨物車
大型原動機 自転車等	×	総重量が550ccを超える自動車
大型原動機 自転車等 特別種別	×	総重量が250ccを超え、550cc以下である自動車 最高出力が29.84kwを超える自動車
普通原動機 自転車等	×	総重量が50ccを超え、250cc以下である自動車 最高出力が3.73kwを超える、29.84kw以下である自動車
普通原動機 自転車等 特別種別	○	総重量が50cc以下の自動車 最高出力が1kw以上3.73kw以下である自動車
小客車 特別種別	○	最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45kmを超える二輪車
小客車 特別種別 II	○	最高出力が1kw未満で最高速度が毎時45km以下である二輪車

乗用車に付した種類の車両については、車両総重量750kg未満の乗用車を牽引する場合には別紙を省略可  
含む。

※別紙はない場合もあります。



2 自国の運転免許証

運転免許証見本(例)





